

事 務 連 絡

平成 29 年 6 月 22 日

一般社団法人

日本専門医機構理事長 殿

厚生労働省医政局医事課長

地域医療に求められる専門医制度の在り方についてのご意見等について

6月12日に開催された標記検討会において、地域医療に求められる専門医制度の在り方について各構成員から意見が示されたので、専門医制度新整備指針運用細則の修正も含めた対応についてご検討いただきたい。

なお、検討に当たっては、別添資料を参照されたい。

# (別添)

## 地域医療に求められる専門医制度の在り方についてのご意見

### 1. 地域医療従事者や女性医師等への配慮について

#### <構成員ご意見>

カリキュラム制に柔軟な対応を行うというだけではきちんと対応されない場合が考えられるので、具体的な手順等を明示すること

### 2. 都道府県協議会について

#### <構成員ご意見>

地域の実情に応じた協議を協議会で実施するためには、連携施設への医師配置に関して、迅速にきめ細かく情報提供いただく必要があり、基幹施設は協議会の求めに協力すること

平成29年6月29日

厚生労働省医政局医事課長 殿

一般社団法人日本専門医機構  
理事長 吉村 博 邦

地域医療に求められる専門医制度の在り方についてのご意見等について

6月22日付でいただきました事務連絡により、当法人で対応について検討した結果を別紙のとおりお知らせ致します。

なお、別紙の内容を踏まえて、7月7日の理事会で専門医制度新整備指針運用細則の改正を行う予定です。

## 専門医制度新整備指針運用細則の改訂の主な内容について

### 1. 地域医療従事者や女性医師等への配慮について

#### 【改訂の方向性】

- カリキュラム制に柔軟な対応を行うというだけではきちんと対応されない場合が考えられるので、具体的な手順等を明示する

#### ＜改訂案の要点＞

- 基幹施設等は、専攻医からの相談窓口を設け、有効な研修が行えるように配慮する。専攻医は、相談窓口への相談後も有効な研修が行えないと判断した場合には、機構に相談することができる。

### 2. 都道府県協議会について

#### 【改訂の方向性】

- 地域の実情に応じた協議を協議会で実施するためには、連携施設への医師配置に関して、迅速にきめ細かく情報提供いただく必要があり、基幹施設は協議会の求めに協力する

#### ＜改訂案の要点＞

- 協議会は、基幹施設に対し、ローテーション内容等の情報の提供を求めることができる。基幹施設は、機構に連絡したうえで、協議会に情報を提供し、その際遅滞なく機構にも協議会に提出した資料を報告するものとする。機構は、地域医療への配慮や専門研修レベルを改善するための必要性に応じて、基本領域学会、基幹施設と協同して協議会の求めに協力するものとする。